

平成 20 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者としての厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく別表 1 に掲げる共済組合（以下「共済組合」という。）から契約に関する委任を受けた社団法人地方公務員共済組合協議会（以下「甲」という）と社団法人全日本病院協会（以下「乙」という）の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別表 2 実施機関一覧表のとおり）から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）に基づき、別表 3 健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

（対象者）

第 3 条 特定健康診査は、実施機関に「組合員証・組合員被扶養者証・船員組合員証・船員組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証」（以下「組合員証等」という）及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に組合員証等及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。なお、特定保健指導を受ける際、特定健康診査を実施した実施機関と異なる場合又は事業主健康診査を受診した場合には、次のとおりとする。

(1) 前項の特定健康診査を受診した者については、第 6 条第 5 項で受診者に通知さ

れた特定健康診査受診結果通知表を提出すること。

- (2) 事業主健康診査を受診した者については、実施基準第 14 条により提供された健康診断に関する記録の写しを提出すること。

(契約期間)

第 4 条 この契約の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

- 2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までを有効期間とする。

(委託料)

第 5 条 委託料は、別表 4 委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第 6 条 実施機関は、特定健康診査については終了後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から 6 ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、甲の委託を受けて決済を代行する機関（社会保険診療報酬支払基金。以下「代行機関」という。）に請求するものとする。

- 2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ共済組合がその他の契約とりまとめ機関との集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診若しくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と実施機関の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度発信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日にあたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
- 5 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、前項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表(厚生労働省にて様式例を公表)を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 6 特定保健指導においては、第4項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

- 第7条 共済組合は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 共済組合及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

- 3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再審査のうえ、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関において、組合員証等と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、共済組合から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、組合員証等と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、共済組合の責任・負担とし、共済組合は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、共済組合から請求額は支払われないものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6ヶ月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた共済組合が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、共済組合は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、共済組合は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

（譲渡の禁止）

第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び

損害については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

- 2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより共済組合に大きな影響がある場合は、別表2実施機関一覧表より削除しこの契約から解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 4 月 1 日

甲

社団法人 地方公務員共済組合協議会
東京都港区赤坂 8 丁目 5 番 26 号
会 長 松 本 英 昭

乙

社団法人 全日本病院協会
東京都千代田区三崎町 3 丁目 7 番 12 号
会 長 西 澤 寛 俊

委託元保険者一覧表

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
	地方職員共済組合	102-8601	千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル			
32010118	北海道支部	060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目	○	○	○
32020117	青森県支部	030-8570	青森市長島1丁目1番1号	○	○	○
32030116	岩手県支部	020-8570	盛岡市内丸10番1号	○	○	○
32040115	宮城県支部	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	○	○	○
32050114	秋田県支部	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号	○	○	○
32060113	山形県支部	990-8570	山形市松波2丁目8番1号	○	○	○
32070112	福島県支部	960-8670	福島市杉妻町2番16号	○	○	○
32080111	茨城県支部	310-8555	水戸市笠原町978番6	○	○	○
32090110	栃木県支部	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1番20号	○	○	○
32100117	群馬県支部	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号	○	○	○
32110116	埼玉県支部	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	○	○	○
32120115	千葉県支部	261-7133	千葉県美浜区中瀬2-6WBGマリブウエスト33階	○	○	○
32130114	本部支部	102-8601	千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル	○	○	○
32140113	神奈川県支部	231-8588	横浜市中区日本大通1	○	○	○
32150112	新潟県支部	950-0965	新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階	○	○	○
32160111	富山県支部	930-8501	富山市新総曲輪1-7	○	○	○
32170110	石川県支部	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	○	○	○
32180119	福井県支部	910-8580	福井市大手3丁目17番1号	○	○	○
32190118	山梨県支部	400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号	○	○	○
32200115	長野県支部	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	○	○	○
32210114	岐阜県支部	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号	○	○	○
32220113	静岡県支部	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	○	○	○
32230112	愛知県支部	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	○	○	○
32240111	三重県支部	514-8570	津市広明町13番地	○	○	○
32250110	滋賀県支部	520-8577	大津市京町四丁目1番1号	○	○	○
32260119	京都府支部	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	○	○	○
32270118	大阪府支部	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号	○	○	○

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
32280117	兵 庫 県 支 部	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	○	○	○
32290116	奈 良 県 支 部	630-8501	奈良市登大路町 30 番地	○	○	○
32300113	和 歌 山 県 支 部	640-8585	和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地	○	○	○
32310112	鳥 取 県 支 部	680-8570	鳥取市東町 1 丁目 220 番地	○	○	○
32320111	島 根 県 支 部	690-8501	松江市殿町 1 番地	○	○	○
32330110	岡 山 県 支 部	700-8570	岡山市内山下 2 丁目 4 番 6 号	○	○	○
32340119	広 島 県 支 部	730-8511	広島市中区基町 10 番 52 号	○	○	○
32350118	山 口 県 支 部	753-8501	山口市滝町 1 番 1 号	○	○	○
32360117	徳 島 県 支 部	770-8570	徳島市万代町 1 丁目 1 番	○	○	○
32370116	香 川 県 支 部	760-8570	高松市番町 4 丁目 1 番 10 号	○	○	○
32380115	愛 媛 県 支 部	790-8570	松山市一番町 4 丁目 4 番 2 号	○	○	○
32390114	高 知 県 支 部	780-8570	高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号	○	○	○
32400111	福 岡 県 支 部	812-8577	福岡市博多区東公園 7 番 7 号	○	○	○
32410110	佐 賀 県 支 部	840-8570	佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号	○	○	○
32420119	長 崎 県 支 部	850-8570	長崎市江戸町 2 番 13 号	○	○	○
32430118	熊 本 県 支 部	862-0950	熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号	○	○	○
32440117	大 分 県 支 部	870-8501	大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号	○	○	○
32450116	宮 崎 県 支 部	880-8501	宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号	○	○	○
32460115	鹿 児 島 県 支 部	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	○	○	○
32470114	沖 縄 県 支 部	900-8570	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	○	○	○
	公 立 学 校 共 済 組 合	101-0062	千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番 5			
34010017	北 海 道 支 部	060-8544	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	○	○	○
34020016	青 森 支 部	030-8540	青森市新町 2 丁目 3 番 1 号	○	○	○
34030015	岩 手 支 部	020-8570	盛岡市内丸 10 番 1 号	○	○	○
34040014	宮 城 支 部	980-8423	仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号	○	○	○
34050013	秋 田 支 部	010-8580	秋田市山王 3 丁目 1 番 1 号	○	○	○
34060012	山 形 支 部	990-8570	山形市松波 2 丁目 8 番 1 号	○	○	○
34070011	福 島 支 部	960-8688	福島市杉妻町 2 番 16 号	○	○	○
34080010	茨 城 支 部	310-8588	水戸市笠原町 978 番 6	○	○	○
34090019	栃 木 支 部	320-8501	宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号	○	○	○
34100016	群 馬 支 部	371-8570	前橋市大手町 1 丁目 1 番 1 号	○	○	○

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
34110015	埼玉支部	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	○	○	○
34120014	千葉支部	260-8619	千葉市中央区市場町1番1号	○	○	○
34130013	東京支部	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号	○	○	○
34140012	神奈川支部	231-8309	横浜市中区日本大通33	○	○	○
34150011	新潟支部	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	○	○	○
34160010	富山支部	930-8501	富山市新総曲輪1-7	○	○	○
34170019	石川支部	920-8575	金沢市鞍月1丁目1番地	○	○	○
34180018	福井支部	910-8580	福井市大手3丁目17番1号	○	○	○
34190017	山梨支部	400-8504	甲府市丸の内1丁目6番1号	○	○	○
34200014	長野支部	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	○	○	○
34210013	岐阜支部	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号	○	○	○
34220012	静岡支部	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	○	○	○
34230011	愛知支部	460-8534	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	○	○	○
34240010	三重支部	514-0004	津市栄町1-954	○	○	○
34250019	滋賀支部	520-8577	大津市京町4丁目1番1号	○	○	○
34260018	京都支部	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	○	○	○
34270017	大阪支部	540-8571	大阪市中央区大手前2丁目	○	○	○
34280016	兵庫支部	650-8567	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	○	○	○
34290015	奈良支部	630-8502	奈良市登大路町30番地	○	○	○
34300012	和歌山支部	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番地	○	○	○
34310011	鳥取支部	680-8570	鳥取市東町1丁目271番地	○	○	○
34320010	島根支部	690-8502	松江市殿町1番地	○	○	○
34330019	岡山支部	700-8570	岡山市内山下2丁目4番6号	○	○	○
34340018	広島支部	730-8514	広島市中区基町9番42号	○	○	○
34350017	山口支部	753-8501	山口市滝町1番1号	○	○	○
34360016	徳島支部	770-8570	徳島市万代町1丁目1番	○	○	○
34370015	香川支部	760-8582	高松市天神前6番1号	○	○	○
34380014	愛媛支部	790-8570	松山市一番町4丁目4番2号	○	○	○
34390013	高知支部	780-0850	高知市丸ノ内1丁目7番52号	○	○	○
34400010	福岡支部	812-8575	福岡市博多区東公園7番7号	○	○	○
34410019	佐賀支部	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号	○	○	○

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
34420018	長崎支部	850-8570	長崎市江戸町2番13号	○	○	○
34430017	熊本支部	862-8609	熊本市水前寺6丁目18番1号	○	○	○
34440016	大分支部	870-8503	大分市府内町3丁目10番1号	○	○	○
34450015	宮崎支部	880-8502	宮崎市橘通東1丁目9番10号	○	○	○
34460014	鹿児島支部	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	○	○	○
34470013	沖縄支部	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号	○	○	○
	警察共済組合	102-8588	千代田区三番町6番8 警察共済ビル			
33010018	北海道支部	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	○	○	○
33020017	青森県支部	030-0801	青森市新町2丁目3番1号	○	○	○
33030016	岩手県支部	020-8540	盛岡市内丸8番10号	○	○	○
33040015	宮城県支部	980-8410	仙台市青葉区本町3丁目3番1号	○	○	○
33050014	秋田県支部	010-0951	秋田市山王4丁目1番5号	○	○	○
33060013	山形県支部	990-8577	山形市松波2丁目8番1号	○	○	○
33070012	福島県支部	960-8686	福島市杉妻町2番16号	○	○	○
33080011	茨城県支部	310-8550	水戸市笠原町978番6	○	○	○
33090010	栃木県支部	320-8510	宇都宮市塙田1丁目1番20号	○	○	○
33100017	群馬県支部	371-8580	前橋市大手町1丁目1番1号	○	○	○
33110016	埼玉県支部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	○	○	○
33120015	千葉県支部	260-8668	千葉市中央区市場町1番2号	○	○	○
33130014	警察庁支部	100-8974	千代田区霞が関2丁目1番2号	○	○	○
33130022	皇宮警察支部	100-0001	千代田区千代田1番3号	○	○	○
33130030	警視庁支部	100-8929	千代田区霞が関2丁目1番1号	○	○	○
33140013	神奈川県支部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	○	○	○
33150012	新潟県支部	950-8553	新潟市中央区新光町4番地1	○	○	○
33160011	富山県支部	930-8570	富山市新総曲輪1-7	○	○	○
33170010	石川県支部	920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地	○	○	○
33180019	福井県支部	910-8515	福井市大手3丁目17番1号	○	○	○
33190018	山梨県支部	400-8586	甲府市丸の内1丁目6番1号	○	○	○
33200015	長野県支部	380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	○	○	○
33210014	岐阜県支部	500-8501	岐阜市藪田南2丁目1番1号	○	○	○
33220013	静岡県支部	420-8610	静岡市葵区追手町9番6号	○	○	○

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
33230012	愛知県支部	460-8502	名古屋市中区三の丸2丁目1番1号	○	○	○
33240011	三重県支部	514-8514	津市栄町1丁目100番地	○	○	○
33250010	滋賀県支部	520-8501	大津市京町4丁目1番2号	○	○	○
33260019	京都府支部	602-8550	京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85番地の3・85番地の4合番地	○	○	○
33270018	大阪府支部	540-8540	大阪市中央区大手前3丁目1番11号	○	○	○
33280017	兵庫県支部	650-8510	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	○	○	○
33290016	奈良県支部	630-8578	奈良市登大路町80番地	○	○	○
33300013	和歌山県支部	640-8588	和歌山市小松原通1丁目1番1号	○	○	○
33310012	鳥取県支部	680-8520	鳥取市東町1丁目271番地	○	○	○
33320011	島根県支部	690-8510	松江市殿町8番地1	○	○	○
33330010	岡山県支部	700-8512	岡山市内山下2丁目4番6号	○	○	○
33340019	広島県支部	730-8507	広島市中区基町9番42号	○	○	○
33340018	山口県支部	753-8504	山口市滝町1番1号	○	○	○
33360017	徳島県支部	770-8510	徳島市万代町2丁目5番地1	○	○	○
33370016	香川県支部	760-8579	高松市番町4丁目1番10号	○	○	○
33380015	愛媛県支部	790-8573	松山市南堀端町2番地2	○	○	○
33390014	高知県支部	780-8544	高知市丸ノ内二丁目4番30号	○	○	○
33400011	福岡県支部	812-8576	福岡市博多区東公園7番7号	○	○	○
33410010	佐賀県支部	840-8540	佐賀市松原1丁目1番16号	○	○	○
33420019	長崎県支部	850-8548	長崎市万才町4番8号	○	○	○
33430018	熊本県支部	862-8610	熊本市水前寺6丁目18番1号	○	○	○
33440017	大分県支部	870-8502	大分市大手町3丁目1番1号	○	○	○
33450016	宮崎県支部	880-8509	宮崎市旭1丁目8番28号	○	○	○
33460015	鹿児島県支部	890-8566	鹿児島市鴨池新町10番1号	○	○	○
33470014	沖縄県支部	900-0021	那覇市泉崎1丁目2番2号	○	○	○
32130213	東京都職員共済組合	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎南塔38階	○	○	○
32010316	札幌市職員共済組合	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所	○	○	○
32230310	名古屋市職員共済組合	460-8508	名古屋市中区三の丸3丁目1番1号	○	○	○
32270316	大阪市職員共済組合	530-8201	大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所	○	○	○
32010415	北海道市町村職員共済組合	060-8578	札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館5階	○	○	○
32020414	青森県市町村職員共済組合	030-8567	青森市本町5丁目1番5号 アップルパレス青森内	○	○	○

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
32030413	岩手県市町村職員共済組合	020-0021	盛岡市中央通三丁目4番3号 共済ビル5階	○	○	○
32040412	宮城県市町村職員共済組合	980-8422	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館	○	○	○
32050411	秋田県市町村職員共済組合	010-0951	秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館内	○	○	○
32060410	山形県市町村職員共済組合	990-0023	山形市松波4丁目1番15号 山形県自治会館4階	○	○	○
32070419	福島県市町村職員共済組合	960-8515	福島市太田町13番53号 福島グリーンパレス4階	○	○	○
32080418	茨城県市町村職員共済組合	310-0852	水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館5階	○	○	○
32090417	栃木県市町村職員共済組合	320-0033	宇都宮市本町12番11号 栃木会館5階	○	○	○
32100414	群馬県市町村職員共済組合	371-8505	前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館	○	○	○
32110413	埼玉県市町村職員共済組合	330-0064	さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館	○	○	○
32120412	千葉県市町村職員共済組合	260-8502	千葉市中央区中央港1丁目13番3号	○	○	○
32130411	東京都市町村職員共済組合	190-8573	立川市錦町1丁目12番1号 ザ・クレストホテル立川5階	○	○	○
32140410	神奈川県市町村職員共済組合	231-0023	横浜市中区山下町75 神奈川県自治会館5階	○	○	○
32190415	山梨県市町村職員共済組合	400-8587	甲府市蓬沢1丁目15番35号 山梨県自治会館6階	○	○	○
32150419	新潟県市町村職員共済組合	950-8551	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館内	○	○	○
32160418	富山県市町村職員共済組合	930-0871	富山市下野995番地の3 市町村会館4階	○	○	○
32170417	石川県市町村職員共済組合	920-8555	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎	○	○	○
32180416	福井県市町村職員共済組合	910-8554	福井市西開発4丁目202番1	○	○	○
32200412	長野県市町村職員共済組合	380-8586	長野市大字中御所字岡田30番地20	○	○	○
32210411	岐阜県市町村職員共済組合	500-8508	岐阜市藪田南5丁目14番53号 岐阜県県民ふれあい会館13階	○	○	○
32220410	静岡県市町村職員共済組合	422-8067	静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ5階静岡県市町村センター内	○	○	○
32230419	愛知県市町村職員共済組合	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 愛知県自治センター5階	○	○	○
32240418	三重県市町村職員共済組合	514-8587	津市万町津173番地 三重市町村会館	○	○	○
32250417	滋賀県市町村職員共済組合	520-8550	大津市京町四丁目3番38号 滋賀合同ビル	○	○	○
32260416	京都府市町村職員共済組合	602-8048	京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1 京都府自治会館	○	○	○
32280414	兵庫県市町村職員共済組合	650-0011	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館5階	○	○	○
32290413	奈良県市町村職員共済組合	634-8561	橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館4階	○	○	○
32300410	和歌山県市町村職員共済組合	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山自治会館4階	○	○	○
32310419	鳥取県市町村職員共済組合	680-0834	鳥取市永楽温泉町556番地 ホープスターとっとり4階	○	○	○
32320418	島根県市町村職員共済組合	690-0887	松江市殿町8番地3 タウンプラザしまね4階	○	○	○

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託範囲		
				特定健康 診査	動機付 支援	積極的 支援
32330417	岡山県市町村職員共済組合	700-0023	岡山市駅前町2丁目3番31号 サン・ピーチ OKAYAMA 4階	○	○	○
32340416	広島県市町村職員共済組合	730-0012	広島市中区上八丁堀8番28号 八丁堀シャンテ5階	○	○	○
32350415	山口県市町村職員共済組合	753-8529	山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階	○	○	○
32360414	徳島県市町村職員共済組合	770-8551	徳島市幸町3丁目55番地 自治会館5階	○	○	○
32370413	香川県市町村職員共済組合	760-0066	高松市福岡町二丁目3番4号	○	○	○
32380412	愛媛県市町村職員共済組合	790-8978	松山市三番町5丁目13番1 えひめ共済会館	○	○	○
32390411	高知県市町村職員共済組合	780-0870	高知市本町5丁目3番20号	○	○	○
32400418	福岡県市町村職員共済組合	812-0044	福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館6階	○	○	○
32410417	佐賀県市町村職員共済組合	840-0041	佐賀市城内1丁目5番14号	○	○	○
32420416	長崎県市町村職員共済組合	850-0032	長崎市興善町6番24号 長崎県自治会館	○	○	○
32430415	熊本県市町村職員共済組合	862-0911	熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館	○	○	○
32440414	大分県市町村職員共済組合	870-0022	大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館3階	○	○	○
32450413	宮崎県市町村職員共済組合	880-8525	宮崎市瀬頭2丁目4番15号	○	○	○
32460412	鹿児島県市町村職員共済組合	890-8527	鹿児島市与次郎二丁目8番8号 マリンパレスかごしま内	○	○	○
32470411	沖縄県市町村職員共済組合	900-0025	那覇市壺川1丁目3番地4 沖縄メディアモールビル4階	○	○	○
32010514	北海道都市職員共済組合	064-8645	札幌市中央区南9条西1丁目	○	○	○
32040511	仙台市職員共済組合	980-8671	仙台市青葉区国分町3丁目7番1号	○	○	○

健診等内容表

区 分		内 容			
特定健康診査※	基本的な健診の項目	質問(問診)	別紙質問票のとおり		
		身体計測	身長		
			体重		
			腹囲		
			B M I		
		理学的所見 (身体診察)			
		血 圧	収縮期血圧		
			拡張期血圧		
		血中脂質検査	中性脂肪		
			HDL-コレステロール		
			LDL-コレステロール		
		肝機能検査	G O T		
			G P T		
	γ - G T P				
	血糖検査(いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖			
		ヘモグロビン A1c			
	尿 検 査	糖			
		蛋 白			
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※	貧 血 検 査	赤 血 球		
			血 色 素 量		
ヘマトクリット値					
心 電 図 検 査					
眼 底 検 査					
特定保健指導	動機付け支援	I 初回面接 ① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(8名以下)1回(80分以上) II 実績評価 6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施			
	積極的支援	初回時面接の形態	① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(8名以下)1回(80分以上)		

			実施ポイント数	180ポイント以上
		3ヶ月以上の継続的な支援	主な実施形態	① 個別支援 A(20分)×2回、電話 B×1回、電子メール B×2回 又は ② 個別支援 A(10分)×1回、電話 A(20分)×2回、電話 B×1回、電子メール B×2回 又は ③ 個別支援 A(20分)×2回、電話 B×2回 ※ 継続的支援は、①～③を基本に、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず1回以上実施し、支援 Aの方法で160ポイント以上、支援 Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施すること
		終了時評価の形態		6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

- ※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。
- ※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。
- ※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

質問票

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「これまで合計 100 本以上、又は 6 ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この 1 年間で体重の増減が±3kg 以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食(3 食以外の夜食)をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量 清酒 1 合(180ml)の目安： ビール中瓶 1 本(約 500 ml)、焼酎 35 度(80ml)、 ウイスキーダブル 1 杯(60ml)、ワイン 2 杯(240ml)	①1 合未満 ②1~2 合未満 ③2~3 合未満 ④3 合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね 6 か月以内) ③近いうちに(概ね 1 か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

委託料内訳書

区 分		1人当たり委託料単価 (消費税含む。)	支 払 条 件	
特定健康審査	基本的な健康診査の項目	5, 250円	健診実施後に一括	
	詳細な健診項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査		242円
		心電図検査		1, 575円
		眼底検査 (フィルム代含む)		1, 176円
特定保健指導	動機付け支援	5, 250円	面接による支援終了後に左記金額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払	
	積極的支援	21, 000円	初回時の面接による支援終了後に左記金額の4/10を支払 残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払	

- ※ 他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を共済組合に請求することとする。
- ※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに共済組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、共済組合が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

共済組合は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに共済組合に報告し、共済組合の指示に従うものとする。